

事業 優先順位		2 細事業:居宅介護サービス計画給付				整理 番号		03											
目 的		要介護者が居宅介護サービスを必要とする場合にそれを支援する。																	
目 標		要介護状態となった被保険者の在宅での生活を支援する。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		平成12年度		根拠 法令		介護保険法 第46条									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数			平成25年度		平成24年度		比 較			
	事業費(決算額)(千円)		465,799		439,579		26,220			総コスト(千円)		466,180		440,373		25,807			
	財源内訳	一般財源		166,708		159,203		7,505		内訳	事業費		465,799		439,579		26,220		
		国庫支出金		163,822		152,361		11,461			人件費		381		794		-413		
		地方債		0		0		0			公債費		0		0		0		
		支払基金交付金		135,269		128,015		7,254			一人あたり(円)		4,174		3,901		273		
				0							世帯あたり(円)		9,864		9,339		525		
			0							参考	職員数(人)		0.05		0.10		-0.05		
		0						再任用職員数(人)			0.00		0.00		0.00				
今後の方向性		介護給付の適正化について努めていく。																	
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした要介護認定者及び65歳以上の要介護認定者のうち居宅サービス受給者。 年間延べ人数:32,938人(計画値)											
	A		A		B														

事業 優先順位		3	細事業:居宅介護住宅改修費給付				整理 番号		04										
目 的		要介護状態となった者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な住宅改修に係る給付(保険給付)を行う。																	
目 標		要介護状態となった被保険者の在宅での生活を支援する。																	
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		平成12年度		根拠 法令		介護保険法第45条									
事業 費・財 源	財 源 内 訳			平成25年度		平成24年度		比 較		コ ス ト 情 報 ・ 従 事 職 員 数			平成25年度		平成24年度		比 較		
		事業費(決算額)(千円)		42,725		51,344		-8,619			総コスト(千円)		44,631		53,328		-8,697		
		一般財源		15,292		18,596		-3,304			内 訳	事業費		42,725		51,344		-8,619	
		国庫支出金		15,026		17,796		-2,770				人件費		1,906		1,984		-78	
		地方債		0		0		0				公債費		0		0		0	
		支払基金交付金		12,407		14,952		-2,545				一人あたり(円)		400		472		-72	
				0							世帯あたり(円)		944		1,131		-187		
				0							参 考	職員数(人)		0.25		0.25		0.00	
				0								再任用職員数(人)		0.00		0.00		0.00	
		今 後 の 方 向 性		介護給付の適正化について努めていく。															
評 価	妥当性		効率性		有効性		対 象 者	40歳以上65歳未満の特定疾病を起因とした要介護被保険者及び65歳以上の要介護被保険者のうち居宅サービス受給者。 年間延べ人数:411人(計画値)											
	A		A		B														

細事業：居宅介護サービス計画給付

1. 居宅介護サービス計画給付費の支給

要介護被保険者が受けた居宅介護支援（ケアプラン作成）に要した費用について、審査を行った上で、居宅介護サービス計画給付費を支給した。

(1) 支給件数及び支給額

サービス種別	支給件数	給付額（円）
居宅介護サービス計画給付費	32,749	465,798,542

細事業：居宅介護住宅改修費給付

1. 居宅介護住宅改修費給付

要介護状態となった者等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な住宅改修に係る給付を行い、要介護状態となった被保険者の在宅での生活を支援した。

対象工事

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取り替え
- ・和式便器から洋式便器等への取り替え
- ・その他、各工事に付帯して必要な工事

要介護被保険者が行った住宅改修に要した費用について、請求により審査を行ったうえで、当該要介護被保険者等に居宅介護住宅改修費を支給した。

(1) 償還払い支給件数及び支給額

費用の全額を事業者支払い後、利用者の払い戻しの申請に対し給付を行った。

サービス種別	支給件数	給付額（円）
居宅介護住宅改修費 償還払い	237	27,791,627

(2) 受領委任払い支給件数及び支給額

利用者の一時的な経済負担を軽減するため利用者は自己負担額の一割を支払い、残り9割を事業所へ給付を行った。

サービス種別	支給件数	給付額（円）
居宅介護住宅改修費 受領委任払い	157	14,933,399